

徳島県告示第二百七十七号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和七年五月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 日時 令和七年六月五日（木曜日）午後二時から
- 二 場所 海部郡海陽町大里字上中須一二八番地 海陽町役場海南庁舎
- 三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年五月三十日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

都市計画の種類及び名称	主 な 変 更 内 容
牟岐都市計画道路一・五・一号 牟岐海陽線	海部郡海陽町多良、高園、野江、穴喰浦、中山、久保及び日比原で区域を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに海陽町建設防災課

2 縦覧期間

令和七年五月十三日（火曜日）から同月二十七日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

- 1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。
- 2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八 六一 一 二五六三）へすること。